

大垣市競争入札参加資格審査(建設工事)に係る主観的事項審査要領

平成23年12月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、大垣市入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、各業者の主観的事項審査（以下「主観点数」という。）を行い、大垣市競争入札参加資格者（建設工事）に反映させるために必要な事項を定めるものとする。

(主観点数対象業者)

第2条 主観点数の対象業者は、毎年1月1日現在、大垣市入札参加資格者名簿（建設工事に限る。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者及び新規に資格者名簿に登録される者で大垣市内の本・支店及び営業所で登録しているものとする。

(申請書類)

第3条 主観点数について審査を受けようとする業者は、大垣市入札参加資格審査主観的事項審査申請書（様式1）に別表1に掲げる添付書類を添えて市長に提出するものとする。

(申請の時期)

第4条 前条の規定による申請の時期は、別に定める。

2 新規に大垣市競争入札参加資格審査を受ける者にあつては、前条の規定による申請と大垣市業者選定要綱（平成10年12月22日告示第144号）第4条の規定による申請を同時に行うものとする。

(主観点数の評価方法)

第5条 主観点数は、原則として前年の状況の評価する。

2 主観点数は、別表2の左欄に掲げる評価項目ごとに定める同表の右欄の評価基準により算出した数値の合計により評価する。ただし、別表2の左欄に掲げる評価項目のうち、8の項に規定する評価項目については、業種ごとに評価する。

3 主観点数は、申請期限までに申請がないものについては評価しない。ただし、別表2の6の項から9の項及び13の項の優良建設工事表彰を受けた優良建設事業者に規定する評価項目については、申請の有無にかかわらず評価する。

(主観点数評価名簿の作成)

第6条 各業者の主観点数の評価に係る名簿（以下「主観点数評価名簿」という。）は、毎年度4月1日現在で作成し、使用開始する。

2 主観点数評価名簿の有効期限は、次の名簿が作成される日の前日までとする。

(主観点数評価名簿の公表)

第7条 前条の主観点数評価名簿は、インターネットの大垣市ホームページに掲示するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日決裁）

(施行期日)

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

評 価 項 目	添 付 書 類
1 I S O 認 証 取 得	(公財) 日本適合性認定協会 (J A B) 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書 (日本語版) の写し (登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること)
2 環 境 配 慮 状 況	岐阜県自然工法管理士認定要領第 4 の規定に基づく認定証、岐阜県緑の博士 (グリーンドクター) 認定要領第 1 6 の規定に基づく認定証書または (一財) 日本緑化センターが発行する認定証の写し
3 障 がい 者 雇 用 状 況	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務がある事業者のうち、雇用義務を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>同法に基づく報告義務のない事業者のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあつては、別紙様式 (障がい者雇用状況申告書)</p>
4 少 子 化 対 策	<p>都道府県労働局に提出した受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し</p> <p>「岐阜県子育て支援企業登録証」の写し</p>
5 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 へ の 参 加	活動内容、実施団体、活動時期が確認できる書類 (主催者の証明書)
6 若 年 労 働 者 及 び 女 性 技 術 者 の 雇 用 状 況	健康保険証の写し等、該当する技術職員が雇用されていることがわかる書類
7 市 内 居 住 者 の 雇 用 状 況	健康保険証の写し等、該当する従業員が市内に定住し雇用されていることがわかる書類
8 消 防 団 協 力 活 動 に 従 事 す る も の の 雇 用 状 況	市内の消防団に所属する団員であることを証する書面 (任命書、在団証明書の写し等)
9 優 秀 技 術 者 表 彰 の 実 績	優秀技術者が雇用されていることのわかる書類 (健康保険証の写し等)

別表2（第5条関係）

○主観点数評価基準

評価項目	評価基準												
1 ISO認証取得	前年の12月31日現在、ISO9000シリーズ、また14001を認証取得している場合はそれぞれ10点を加点する。												
2 環境配慮状況	前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）を雇用している場合は1名につき1点を加点する。 ただし、1業者10点を限度とする。												
3 障がい者雇用状況	前年の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は10点を加点する。												
4 少子化対策	前年の12月31日現在、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出している場合、または「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録している場合は10点を加点する。												
5 ボランティア活動への参加	前年の1月1日から12月31日までの間で、大垣市内において道路清掃や河川清掃等のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った場合は10点を加点する。												
6 災害時応援協力状況	前年の12月31日現在、大垣市地域防災計画に基づく災害における社会基盤の応急復旧等に関し、大垣市と災害協定を締結している場合は10点を加点する。（協会、組合等の団体も含む）												
7 除雪等活動状況	前年の1月1日から12月31日までの間で、大垣市管理道路の除排雪業務委託契約を締結した市内業者の場合は、除雪、凍結防止剤散布について、それぞれ20点を加点する。												
8 工事成績	前々年の1月1日から前年の12月31日までに完成検査に合格した大垣市が発注した工事において、「大垣市建設工事成績評定要綱」に基づく工事成績平均点について、以下のとおり点数を加減点する。 76点以上の場合1点につき5点加点 65点未満の場合1点につき5点減点 共同企業体の場合は各該当点数を各構成員に付与する。												
9 入札参加資格停止	前年の1月1日から12月31日までの間に、大垣市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月以内</td> <td>件数×(-10)点</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td> <td>件数×(-20)点</td> </tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td> <td>件数×(-30)点</td> </tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td> <td>件数×(-40)点</td> </tr> <tr> <td>6月を超える</td> <td>件数×(-50)点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1月以内	件数×(-10)点	1月を超え2月以内	件数×(-20)点	2月を超え4月以内	件数×(-30)点	4月を超え6月以内	件数×(-40)点	6月を超える	件数×(-50)点
資格停止期間	減点												
1月以内	件数×(-10)点												
1月を超え2月以内	件数×(-20)点												
2月を超え4月以内	件数×(-30)点												
4月を超え6月以内	件数×(-40)点												
6月を超える	件数×(-50)点												
10 若年労働者及び女性技術者の雇用状況	前年の12月31日現在、40歳未満の技術職員を正規雇用している場合に1名につき5点の加点とし、女性技術職員を正規雇用している場合、1名につき5点の加点とする。（両方に該当する場合には1名につき5点を限度とする）ただし、上限を20点とする。 ※技術職員とは、施工図作成・現場管理等、工事の実務に従事する職員を指すもの												
11 市内居住者の雇用状況	前年の12月31日現在、市内に居住し、正規雇用している従業員1名につき5点の加点とする。ただし、上限を20点とする。												
12 消防団協力活動に従事するものの雇用状況	前年の12月31日現在、大垣市消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者を対象に、消防団員1名につき2点の加点とする。ただし、上限を10点とする。												
13 優良建設工事表彰の実績	前年の12月31日現在、過去1年以内に大垣市より優良建設工事表彰を受けた優良建設事業者に20点の加点、優秀技術者を雇用している事業者に1名につき10点の加点とする。ただし、各項目の上限を20点とする。												

様式1 (第3条関係)

大垣市入札参加資格審査主観的事項審査申請書

年 月 日

大垣市長 様

申請者住所
商号又は名称
代表者名

印

大垣市入札参加資格審査主観的事項の審査を次のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	選択肢 (加算点)	添付書類
1 ISO認証取得	①9000シリーズのみ取得している (10点) ②14001シリーズのみ取得している (10点) ③9000シリーズ及び14001シリーズの両方を取得している (20点) ④どちらも取得していない	(公財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書 (日本語版) の写し (登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること)
2 環境配慮状況	①雇用している (上限10点) ②雇用していない	岐阜県自然工法管理士認定要領第4の規定に基づく認定証、岐阜県緑の博士 (グリーンドクター) 認定要領第16の規定に基づく認定証書または (一財) 日本緑化センターが発行する認定証の写しを提出
3 障がい者雇用状況	①報告義務があり、雇用義務を達成している (10点) ②報告義務のない事業者が、1人以上雇用している (10点) ③いずれも該当しない	選択肢①を選択した場合は、公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し 選択肢②を選択した場合は、別紙様式 (障がい者雇用状況申告書) を提出
4 少子化対策	①「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計を策定し、都道府県労働局に届出している (10点) ②「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録している (10点) ※ただし、選択肢①と②の両方で登録がある場合は、いずれかの加点とする	選択肢①を選択した場合は、都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変更届の写しを提出 選択肢②を選択した場合は、「岐阜県子育て支援企業登録証」の写しを提出
5 ボランティア活動への参加	①参加している (10点) ②参加していない	選択肢①を選択した場合は、主催者の証明書を提出
6 若年労働者及び女性技術者の雇用状況	①雇用している (上限20点) ②雇用していない	選択肢①を選択した場合は、健康保険証の写しの提出
7 市内居住者の雇用状況	①雇用している (上限20点) ②雇用していない	選択肢①を選択した場合は、健康保険証の写しと運転免許証の写し又は住民票等の提出
8 消防団協力活動に従事するものの雇用状況	①雇用している (上限10点) ②雇用していない	選択肢①を選択した場合は、健康保険証の写しと任命書又は在団証明書の写し等を提出
9 優秀技術者表彰の実績	①優秀技術者を1人以上雇用している (上限20点) ②優秀技術者を雇用していない	選択肢①を選択した場合は、健康保険証の写しを提出

別紙様式

障がい者雇用状況申告書

年 月 日

大垣市長 様

申請者住所
商号又は名称
代表者名

印

障がい者の雇用状況について、次のとおり申告します。
なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

- 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用状況報告義務はありません。
- 2 常勤の在籍している障がい者数は 人です。

注

- ① この申告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況報告義務がなく、主観点数における加点を希望する事業者のみ提出してください。
- ② 同法に基づく障がい者の雇用状況報告義務があり、加点を希望する事業者は、本書ではなく、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- ③ 常勤の在籍している障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である役員又は使用人の人数を記入してください。